

鹿児島県地域密着型サービス外部評価実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準」(平成18年3月14日厚生労働省令第34号)第97条第8項並びに「指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスの事業に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準」(平成18年3月14日厚生労働省令第36号)第86条第2項に規定する指定認知症対応型共同生活介護事業者若しくは指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者(以下「事業者」という。)が受ける外部の者による評価(以下「外部評価」という。)の手続き及び内容等について定めるものである。

(外部評価の趣旨)

第2条 事業者は、外部評価の結果と、当該評価を受ける前に行った自己評価の結果を対比して両者の異同について考察した上で、外部評価の結果を踏まえて総括的な評価を行うこととし、これによって、サービスの質の評価の客観性を高め、サービスの質の改善を図るものである。また、評価の結果を公表することにより、指定認知症対応型共同生活介護事業所若しくは指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所(以下「事業所」という。)の利用者及びその家族への情報提供を推進するとともに、サービスを利用しようとする者のサービスの選択に資するものである。

(外部評価の推進機関)

第3条 県は、事業者が行う外部評価を推進する機関として、次の業務を行うものとする。また、評価事業を効果的に遂行するために協力機関等を定め、業務の一部を行わせることができるものとする。

- (1) 外部評価を実施する機関(以下「評価機関」という。)の選定に関すること。
- (2) 外部評価項目の作成及び評価方法に関すること。
- (3) 外部評価調査員の養成及び継続研修に関すること。
- (4) 評価機関の指導監督等に関すること。
- (5) 外部評価の普及啓発に関すること。
- (6) その他外部評価の推進に関すること。

(自己評価及び外部評価の実施回数)

第4条 事業者は、少なくとも年に1回は、自己評価及び外部評価を実施するものとする。

また、新規に開設する事業所については、開設後概ね6ヶ月を経過した時点で自己評価を行い、開設後1年以内に外部評価の実施及び結果の公表を行うものとする。

なお、2回目以降の外部評価は、これまでに実施した外部評価の公表日(最終評価結果を市町村に提出した日をいう。)から1年以内に実施し、公表するものとする。

2 1のほか、実施回数に関し、必要な事項は別に定める。

(評価機関)

第5条 外部評価は、県内の事業所に係る外部評価を適切に実施できると認めて知事が選定した評価機関が行うものとする。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、外部評価の実施に関し必要な事項は別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成19年1月11日から施行する。
- 2 この要綱の制定に伴い、「鹿児島県認知症高齢者グループホーム外部評価実施要綱（平成17年6月28日施行）」については、廃止する。

附 則

この要綱は、平成22年1月13日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。